

令和 2 年第 2 回臨時会

孺恋村議会会議録

令和 2 年 4 月 9 日 開会

令和 2 年 4 月 9 日 閉会

孺恋村議会

令和2年第2回孺恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月9日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第35号の上程、説明	8
○議案第36号の上程、説明	10
○議案第35号の質疑、討論、採決	11
○議案第36号の質疑、討論、採決	12
○閉議及び閉会の宣告	12
○署名議員	13

令和 2 年 第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和2年第2回嬭恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和2年4月9日(木)午前 9時59分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 4号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認について
日程第 4 承認第 5号 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について
日程第 5 議案第35号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第1号)
日程第 6 議案第36号 吾妻環境施設組合の設立について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 黒岩敏行君 | 2番 | 土屋圭吾君 |
| 3番 | 石野時久君 | 4番 | 上坂建司君 |
| 5番 | 佐藤鈴江君 | 6番 | 土屋幸雄君 |
| 7番 | 松本幸君 | 8番 | 黒岩忠雄君 |
| 9番 | 伊藤洋子君 | 10番 | 大久保守君 |
| 11番 | 羽生田宗俊君 | 12番 | 大野克美君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|------|-------|
| 村長 | 熊川栄君 | 教育長 | 加藤康治君 |
| 教育長 | 地田功一君 | 総務課長 | 黒岩崇明君 |
| 総合政策課長 | 佐藤幸光君 | 税務課長 | 滝沢文彦君 |
| 住民福祉課長 | 熊川真津美君 | 建設課長 | 滝沢勇司君 |

農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観光商工課長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教育委員会 教務局長	熊 川 武 彦 君
会計管理者	宮 崎 由美子 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開会 午前 9時59分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第2回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、上坂建司君、佐藤鈴江さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、承認第4号 嬭恋村税条例等の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第4号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、緊急に嬭恋村税条例等の一部を改正する必要が生じ、令和2年3月31日、嬭恋村税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

担当より詳細説明をさせます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） 嬭恋村税条例等の一部改正につきまして説明させていただきます。

本改正につきましては、地方税法の改正に伴う税条例の一部改正と税条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

詳細につきましては、7ページからの新旧対照表により説明させていただきます。

初めに、7ページの第36条の3の2ですが、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合は、その旨の記載を不要とする措置による見出しの改正と、記載が不要となりました3号を削除する改正であります。

次に、36条の3の3ですが、こちらは公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする措置による見出しの改正と、記載が不要となりました、こちらも3号を削除する改正であります。

続きまして、8ページの第48条ですが、地方税法が引用します租税特別措置法第66条の7の改正に伴います項ずれを反映しました改正になります。

続きまして、9ページの第54条ですが、村が調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、

固定資産税を課することができる制度拡大に対応しました改正と、項ずれを反映しました改正となります。

続きまして、12ページの第61条の2ですが、地方税法349条の3の第1項の変電または送電施設に対する固定資産税の特例の削除に伴います項ずれを反映しました改正となります。

続きまして、同じく12ページの第74条の3ですが、現に所有している者の申告制度化に伴う改正になりまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している相続人等に対し、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができる条文を新設する改正となります。

続きまして、13ページの第75条ですが、引用します第74条の3の新設に伴います改正となります。

続きまして、同じページの第96条ですが、たばこ税の課税免除の適用に当たり、必要書類の提出を不要とする手続を簡素化します改正になります。

続きまして、同じページ、第98条ですが、本条で引用します第96条の改正に伴います項ずれを反映する改正となります。

続きまして、14ページ、第131条ですが、本条で引用する第54条の改正に伴う項ずれを反映する改正になります。

続きまして、15ページの第6条及び第7条の3の2ですが、こちらは改元に伴う改正となります。

続きまして、16ページの第8条ですが、肉用牛の売却による事業所得に係ります課税の特例の適用期限を3年間延長する改正になります。

続きまして、同じ16ページから19ページの第10条の2までですが、地域決定型地方特例措置、わがまち特例となる課税標準の特例につきまして、引用する地方税法附則第15条の改正により第14項と第23項の削除と項ずれ等を反映する改正となります。

続きまして、19ページ、第11条から23ページ、第15条までにつきましては、改元に伴います改正になります。

続きまして、24ページ、第17条の2ですが、こちらは優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、3年延長する改正となります。

続きまして、25ページ、第22条及び第23条ですが、こちらは改元に伴う改正となります。

続きまして、26ページ、第2条と第3条ですが、人的非課税措置の見直しに伴います改正

規定を削除する改正となります。

続きまして、27ページ、第2条以降、最後の40ページまでにつきましては、全て改元に伴います改正となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

9番、伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） ページ9の固定資産税の納税義務者等のところの説明で、9ページに、もしその土地の所有者が亡くなられた場合はというんで、使用者にというのと、それは使用者がいない場合は、当然かもしれないけれども、課税をすることができなくなってしまうというので、そこは何でしょう、課税のできない土地としてずっと永久になっていくんでしょうか。その辺について説明していただきたい。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） 先ほどの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

相続人等の調査をして不明になった場合は、現在でも同じ扱いで不明土地として、本来的には国に戻るような形になるんですけども、そこまで手続はされない場合は不明土地として残ってしまうような形になります。

○9番（伊藤洋子君） 今までと変わらない。

○税務課長（滝沢文彦君） そういうことになります。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、承認第5号 嬭恋村国民健康税条例の一部改正の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第5号の提案理由を説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴いまして、緊急に嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和2年3月31日、嬭恋村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

詳細説明を担当よりさせます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 税務課長。

〔税務課長 滝沢文彦君登壇〕

○税務課長（滝沢文彦君） 嬭恋村国民健康保険税条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

2ページからの新旧対照表により説明させていただきます。

初めに、2ページの第2条第2項ですが、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を61万円から63万円に、また、第4項につきましては、介護給付金課税額の限度額を16万円から17万円に改正するものです。

続きまして、3ページの第23条ですが、所得金額に応じて均等割額、平等割額が減額されます基準所得額の改正となります。5割軽減適用につきましては、28万円から28万5,000円に、2割軽減適用につきましては、51万円を52万円に改正するものです。中間所得層の被

保険者の負担に配慮した見直しとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

本案について、これより、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

お諮りします。本日提出されました日程第5、議案第35号及び日程第6、議案第36号については、提案説明までさせていただき、全員協議会で議案審査を行った後、質疑、討論、採決を行うことにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号は全員協議会終了後、議案審査することにいたします。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第35号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第35号の提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第1号）は補正額6,000万円を追加し、歳入歳出総額を78億5,900万円とするものでございます。内容としましては、新型コロナウイルス感染症に関する補助金となります。農家支援対策補助金として5,000万円、宿泊施設支援補助金として1,000万円を計上させていただきました。財源につきましては、愛する孀恋基金からの繰り入れとさせていただきます。

以上、大変雑駁ではありますが、私からの提案説明とさせていただきます。

なお、補正予算詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 議案第35号 令和2年度孀恋村一般会計補正予算（第1号）について詳細説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,900万円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になっております。

総括の歳入、20款繰入金補正額6,000万円の増となっております。

続いて、5ページを御覧ください。

歳出になります。

6款農林水産業費補正額5,000万円の増、財源については一般財源で5,000万円となっております。

7款商工費補正額1,000万円の増、これも一般財源の1,000万円の増となっております。

続いて、6ページを御覧ください。

歳入の内訳になります。

20款繰入金、1項基金繰入金、16目愛する孀恋基金繰入金補正額6,000万円の増額です。説明のところで愛する孀恋基金の繰入金で6,000万円ということでございます。

7ページを御覧ください。

歳出の内訳になります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費補正額5,000万

円、説明のところ新型コロナウイルス感染症に係る農家支援対策補助金として5,000万円の増額となっております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費補正額1,000万円の増額となっております。説明の部分で新型コロナウイルス感染症対策の宿泊施設の支援補助金ということで1,000万円を見込んでおります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第36号 吾妻環境施設組合の設立についてを議題いたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第36号の提案理由を説明させていただきます。

吾妻郡内6町村による一部事務組合を設立し、ごみ処理を共同化するため、吾妻環境施設組合を設置することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につき、後ほどの全員協議会で説明をさせていただきます。慎重審議、ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午後 零時22分

○議長（松本 幸君） 再開いたします。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第35号 令和2年度一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、これより、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

ご意見ありませんか。

上坂議員。

○4番（上坂建司君） 農林振興課の農家の財政支援、この補正予算の5,000万円には一部問題があると思います。それと、観光商工課の村の災害復旧が優先される中で、小手先の宿泊客の提案には反対である。既存観光地の災害復旧や施設整備の根本的な具体策を優先させ、講じるべきで、この2点の計画では不足があり、反対討論とします。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は若干の要望を添えて賛成討論とさせていただきます。

先ほど全員協議会でもお話がありましたけれども、どちらの予算でも私は少しでも多くの人という公平性とか平等性をしてほしいということで、特に観光のほうなんかでは本当に観光業者は3月からゼロの状態が続いているので、今すぐにでも本当はお金が欲しいという方もいるので、それは商工関係のほうでやっていただくとして、やはり宿泊業者とかも大変、あと飲食業も大変な状況でいるので、もしも予算が不足しそうだったら、足してでも公平性、平等性にやっていただけることを要望して、賛成したいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 議案第36号 吾妻環境施設組合の設立についてを議題といたします。

本案について、これより、質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和2年第2回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 上 坂 建 司

署 名 議 員 佐 藤 鈴 江